# 広報あさか

No.801

表紙の写真

1月14日回に開催された消防出初め式内で、能登半島地震により被災した石川県七尾市への支援物資の運搬にあたり、災害派遣出発式を実施しました。市では、支援物資と(株)丸沼倉庫が所有するトイレトレーラーの運搬を行いました。

#### 目次

#### —CONTENTS-

- 2 物価高騰対応重点支援給付金のご案内
- 3 公共交通空白地区の改善に向けた試験運行を行います!
- 4 議会だより
- 7 税の申告は正しくお早めに
- 8 市長コラム、民生委員児童委員をご存じですか?
- 9 情報BOX

- 21 ようこそ! あさかの生涯学習へ
- 26 わたくしたちの健康
- 27 みんなすこやか、市民伝言板
- 28 PHOTO NEWS



# 物価高騰対応重点支援給付金のご案内

■・問/朝霞市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金コールセンター・受付窓口 (市役所1階101会議室) ☎423-3405(受付:午前9時~午後5時)

国において決定した物価高への対応として、市では次の世帯を対象とした給付金の支給を行います。詳しくは、右のコードから市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

### 給付内容・対象世帯・金額

### (1)住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金/10万円(1世帯ごと)

対象世帯/令和5年12月1日時点で朝霞市に住民登録があり、令和5年度「住民税均等割のみ課税」の方で構成される世帯

## (2)子育て支援給付金(こども加算分)/5万円(対象世帯に扶養されている児童一人あたり)

対象世帯/令和5年12月1日時点で朝霞市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度「住民税非課税世帯」と「住民税均等割のみ課税」の方で構成される世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

※住民税が課税されている者に扶養されている世帯および未申告の世帯は対象外です。

## 通知・支給時期・支給方法

対 象 者	お知らせ通知時期	支給時期	支給方法
(1)住民税均等割のみ課税世帯	2月上旬頃	2月中旬頃	
(2) <b>住民税非課税世帯と均等割のみ課</b> 税世帯において18歳以下の児童を 扶養している世帯	2月中旬以降	2月末頃	□座振込

※支給対象世帯の方へは、支給についてのお知らせを**住民登録地に送付**しますが、届かない世帯等の方は、お問い合わせください。